

兵庫県外の「実施機関の方」へ

姫路市では、兵庫県外の産後ケア実施機関での産後ケア事業が利用できます。

利用者が、利用料全額を一旦実施機関に支払い、償還払い手続きに市より本人へ払い戻し(助成)をします。

下記の内容を確認し、対応をお願いします。

【利用できる実施機関】

産後ケア事業の実施機関として所在地等の県市町村が承認している実施機関が対象です。

1. 産後ケア事業申請の確認をお願いします

産後ケア事業は申請日から利用できます。

利用を希望される方が申請していない場合、利用申請をご案内ください。

【申請方法】 姫路市産後ケア事業ホームページの「利用申請フォーム」から電子申請

2. 利用料は全額利用者から徴収ください

償還払い手続き後、市から利用者に払い戻します。利用者に償還払い手続きをするようお伝えください。

3. ケア提供後、利用者に以下の物をお渡しください

☐領収書 (日付、利用者氏名、領収印のあるもの)

☐利用状況報告書・内訳書

様式は姫路市ホームページよりダウンロードできます。償還払いの手続きに必要な書類です。

報告書を記載の上、利用者にお渡しください。

☐母子健康手帳

産後ケア事業記入欄にご記入ください

※利用券は、償還払い手続きに必要です。利用者が、申請の確認等でご提出された場合、利用者へご返却ください。

利用券裏面の利用報告書の記入は不要です。

※利用後、姫路市から利用内容について確認のご連絡がある場合があります。

恐れ入りますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

姫路市産後ケア事業については
当市のホームページを参照ください。



【産後ケア事業の問い合わせ先】

姫路市こどもの未来健康支援センター「みらいえ」 電話(079)263-7863